文字の取扱い基準(2021年1月)(案)

目	次
H	火

1.	使用する文字コード	2
2.	Unicode 基本多言語面(U+0000-FFFF)内のコード値をもつ文字の取扱い	2
3.	Unicode 基本多言語面(U+0000-FFFF)内のコード値をもたない文字の取扱い	2
4.	漢字の字形や意味の判断	3
5.	当基準の適用範囲と基準の変更に伴う訂正	3

この文書では、『JAPAN/MARC MARC21 フォーマット』での文字¹の取扱いについて 規定する。

大文字使用法および略語使用法については、「国立国会図書館『日本目録規則 2018 年版』 「付録 A.2 大文字使用法、付録 A.3 略語使用法」適用細則(2021 年 1 月)」において定 める。

読みのフィールドにおいて使用する文字種については、「読みの基準(2021年1月)」 において定める。

1. 使用する文字コード

Unicode/UTF-8 を使用する。

2. Unicode 基本多言語面(U+0000-FFFF)内のコード値をもつ文字の取扱い

基本多言語面 (U+0000-FFFF) 内のコード値をもつ文字を使用する。Unicode 基本多言語面外のコード値をもつ文字については、後述「3. Unicode 基本多言語面 (U+0000-FFFF) 内のコード値をもたない文字の取扱い」と同様に扱う。

漢字は、原則として書誌作成対象資料の情報源(以下「情報源」)に使用されている字体で記録する。楷書体以外の書体は楷書体に改める。CJK 統合漢字(U+4E00-9FFF)、CJK 統合漢字拡張 A(U+3400-4DB5)、ならびに CJK 互換漢字(U+F900-FAFF)内のコード値をもつ文字を使用する。仮名はそのまま記録するが、変体仮名は平仮名に改める。

Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字でも、以下の①~④のいずれかに該当する場合は、当該文字を使用しない。

- ① Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字が、省略しても意味上の理解が可能な、装飾的な文字である場合は、省略する。
- ② Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字が、○や□で囲まれた合成文字である場合は、○や□の中の文字を丸がっこ"()"(U+0028、U+0029)、かぎかっこ"「 」"(U+300C、U+300D)で囲んだ形に置き換える。
- ③ Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字を、国立国会図書館(以下「当館」)のシステム上入力できなかった場合等は、後述「3. Unicode 基本多言語面(U+0000-FFFF)内のコード値をもたない文字の取扱い」と同様に扱うことがある。
- ④ 情報源に出現する角がっこ"[]"は、日本語の場合は"「」"(U+300C、U+300D)、 その他の言語の場合は松葉かっこ"<>"(U+003C、U+003E)に置き換える。

3. Unicode 基本多言語面(U+0000-FFFF)内のコード値をもたない文字の取扱い

Unicode 基本多言語面外のコード値をもつ文字、および Unicode コード値をもたない文字は、①、②、③、④の順序で対応する。当館独自に私用面(U+E000-F8FF)のコード値

¹ ここでいう「文字」には記号も含める。

を割り当てることはしない。

- ① 意味上もしくは字形上関連する、Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字に 置き換える。
- ② 当該文字の読みを"[]" (U+005B、U+005D) で囲んだ片仮名で記録する。2字 以上の文字の音節が重なり、別個の音節を形成する連声や、熟語訓のように 1 字だ け片仮名で記録すると意味が不明瞭になる場合には、熟語単位で片仮名で記録する。 あるいは翻字する。
- ③ 情報源に表示されている、Unicode 基本多言語面内のコード値をもつ文字で表現できる別表記を、"[]" (U+005B、U+005D) で囲んで記録する。
- ④ ゲタ文字 "=" (U+3013) に置き換える。

4. 漢字の字形や意味の判断

漢字の字形や意味の判断は、以下の漢和辞典に即して行う。

- ① 大漢和辞典 諸橋轍次著 修訂第2版 大修館書店
- ② 新字源 小川環樹ほか編 改訂新版 角川書店

5. 当基準の適用範囲および基準の変更に伴う訂正

- (1) 2020年12月までに作成の書誌データ (アクセス・ポイント部分を除く) 訂正しない。
- (2) 2020年12月までに作成の書誌データおよび典拠データのアクセス・ポイント部分 字体の統一を行っていたものについては、原則として訂正しない。ただし、同一の典拠 形アクセス・ポイントの優先タイトルまたは優先名称が、情報源に異なる字体で表示され ている場合は、その字体を異形タイトルまたは異形名称として典拠データに追加する。
- (3) 2021 年 1 月以降に作成の書誌データ (アクセス・ポイント部分を除く) 当基準で記録する。
- (4) 2021年1月以降に作成の書誌データおよび典拠データのアクセス・ポイント部分 既存のアクセス・ポイントについては、当基準に従っていないものも、原則としてその ままの形で記録する。新規のアクセス・ポイントは当基準で記録する。